

こども園・保育園・地域型保育事業所 保育料

(月額、単位：円)

階層 (3階層以上の金額は、市民税所得割の額 ^{*1})		0歳児		1~2歳児		3~5歳児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
2	市民税非課税	ひとり親世帯等 ^{*2}	0	0	0	0	0
		上記以外	0	0	0	0	0
3	48,600円未満 (均等割のみを含む)	ひとり親世帯等 ^{*2}	6,750	6,000	6,500	5,800	0
		上記以外	13,500	12,000	13,000	11,600	0
4	48,600円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等 ^{*2}	9,000	8,000	8,700	7,750	0
		上記以外	20,100	17,900	19,400	17,300	0
5	77,101円以上	97,000円未満	26,200	23,300	25,200	22,400	0
6	97,000円以上	131,000円未満	36,100	32,100	34,800	31,000	0
7	131,000円以上	169,000円未満	44,500	39,600	42,800	38,100	0
8	169,000円以上	301,000円未満	53,400	47,500	51,400	45,700	0
9	301,000円以上	397,000円未満	58,200	51,800	56,000	49,800	0
10	397,000円以上		62,200	55,300	59,800	53,200	0

*1 市民税の寄附金控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、外国税額控除等の控除を受ける前の税額で保育料等を算定します。

*2 ひとり親世帯等とは、母子及び父子家庭、在宅障がい児（者）のいる世帯、特に困窮していると市長が判断した世帯です。

*3 公立こども園において 18:30~19:00 の延長を利用する場合や保育短時間認定の方が保育標準時間の時間帯（7:30~8:00、16:00~18:30）を利用する場合、階層に応じた延長保育料を別途徴収します。（私立園、地域型保育事業所については各園にお問合せください）。

*4 以上児（3~5歳児クラス）は副食費を別途徴収します。主食費は市の助成により別途徴収はありません。未満児（0~2歳児クラス）の給食費は、保育料に含まれています。

保育料等の軽減・免除

【こども園（保育園部）・保育園・地域型保育事業所】

＜未満児（0～2歳児クラス）の多子軽減について＞

- ①同一世帯で幼稚園・こども園・地域型保育事業所等を同時に利用するきょうだいがある場合、2人目の子どもは半額、3人目の子どもは無料となります市民税所得割額が57,700円未満の世帯については、同時利用の要件を問いません^{◆1}。
- ②市民税所得割額が77,101円未満の世帯（第3・4階層）のひとり親世帯等については、2人目のお子さんから無料となります。

＜以上児（3～5歳児クラス）の副食費免除について＞

- ①市民税所得割額が57,700円未満（ひとり親世帯等は77,101円未満）の世帯のお子さんについては、副食費が免除となります。
- ②同一世帯で幼稚園やこども園等を同時に利用するきょうだいがある場合、そのうちの3人目以降のお子さんは副食費免除となります^{◆1}。

【こども園（幼稚園部）・幼稚園】

＜副食費の免除について＞

- ①市民税所得割額が77,101円未満の世帯のお子さんについては、副食費が免除となります。
- ②同一世帯で小学校3年生までのきょうだいや3歳以上の幼稚園・こども園等を同時に利用するきょうだいがある場合、そのうちの3人目以降のお子さんは副食費が免除となります^{◆1}。

◎上記のほか、市民税所得割額が97,000円未満の世帯で、18歳未満のきょうだいが3人以上あり、3人目以降の子どもが幼稚園・こども園等を利用する場合の保育料等（預かり保育料は除く）は無料となります。

◆1 こども園（保育園部）・保育園・地域型保育事業所等とこども園（幼稚園部）・幼稚園で多子軽減の範囲となる年齢が異なるのは、こども園（保育園部）・保育所等が0歳から就学前までの6年間、こども園（幼稚園部）・幼稚園が3歳児から小学校3年までの6年間を範囲とするためです。また、軽減の基準となる市民税所得割額が異なるのは、国のモデル世帯の構造の違いにより、こども園（幼稚園部）・幼稚園は夫のみ適用となる給与所得控除や基礎控除等がこども園（保育園部）・保育園・地域型保育事業所等では夫婦ともに適用されるため、こども園（保育園部）・保育園・地域型保育事業所等の方が基準となる額は低くなります。